

平成28年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第4号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成28年1月18日

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月一丁目1番地

被 告

石 川 県 知 事

谷 本 正 憲

同訴訟代理人弁護士 小 堀 秀 行

同 森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人 青 木 哲 雄

同 二 木 涉

同 中 谷 安 孝

同 吉 田 朗 子

同 浅 井 貴 之

主 文

- 1 被告は、金原博に対し、12万円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、米田昭夫に対し、44万7681円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、県政石川議員会に対し、10万円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、新進石川に対し、9万0170円を支払うよう請求せよ。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担として、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、向出勉に対し、180万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、稲村建男に対し、180万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、田中博人に対し、180万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、西田昭二に対し、120万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、木本利夫に対し、100万8000円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、金原博に対し、38万9573円及びうち38万1617円に対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、米田昭夫に対し、84万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、自由民主党石川県議会議員協議会に対し、825万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 9 被告は、県政石川議員会に対し、10万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 10 被告は、新進石川に対し、9万0170円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、石川県の住民である原告が、石川県議会議員である向出勉（以下「向出議員」という。）、稲村建男（以下「稲村議員」という。）、田中博人（以下「田中議員」という。）、西田昭二（以下「西田議員」という。）、木本利夫（以

下「木本議員」という。), 金原博(以下「金原議員」という。)及び米田昭夫(以下「米田議員」といい, 上記7名の議員をまとめて「本件各議員」という。)並びに石川県議会の会派である自由民主党石川県議会議員協議会(以下「協議会」という。), 県政石川議員会(以下「県政石川」という。)及び新進石川(以下, 上記3つの会派をまとめて「本件各会派」という。)が平成24年度に交付を受けた政務調査費について, 使途基準に違反する違法な支出がされており, 本件各議員及び本件各会派は石川県に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに, 被告はその返還請求を怠っているとして, 被告に対し, 地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき, 金原議員以外の本件各議員及び本件各会派に対しては, 原告が違法に支出されたと主張する別紙支出額等一覧「返還金額」記載の金額及びこれに対する原告が上記不当利得返還債務の履行期限の翌日であると主張する平成25年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めるとともに, 金原議員に対しては, 38万9573円(原告が違法に支出されたと主張する38万1617円と同議員が政務調査費の収支報告書を修正して平成26年8月27日に返還した政務調査費の一部に対する遅延損害金と主張する7956円の合計額)及びうち38万1617円に対する平成25年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法(平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。)

ア 普通地方公共団体は, 条例の定めるところにより, その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として, その議会における会派又は議員に対し, 政務調査費を交付することができる。この場合において, 当該政務調査費の交付の対象, 額及び交付の方法は, 条例で定めなければならない(100条14項)。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（100条15項）。

(2) 石川県政務調査費の交付に関する条例（平成24年条例第71号による改正改称前のもの。以下「本件条例」という。甲2）

ア 政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する（2条）。

イ 会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない（8条1項）。

- 一 調査研究費
- 二 研修費
- 三 会議費
- 四 資料作成費
- 五 資料購入費
- 六 広報費
- 七 事務所費
- 八 事務費
- 九 人件費

ウ 前項各号に掲げる費用の使途基準は、議長が定める（8条2項）。

エ 会派の代表者又はその所属議員は、前年度における次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下この項及び第3項において「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し（以下「収支報告書等」という。）を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（9条1項）。

- 一 政務調査費に係る収入の総額

二 政務調査費に係る支出の総額並びに前条第1項各号に掲げる費用ごとの支出の額及び主たる支出の内訳

三 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額

オ 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入の総額からその年度において行った政務調査費に係る支出（第8条第1項各号に掲げる費用に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない（11条）。

(3) 石川県政務調査費の交付に関する規程（平成24年議会規程第1号による改正改称前のもの。以下「本件規程」という。甲3）

ア 条例第8条第2項の使途基準は、別表のとおりとする（4条）。

イ 前記の別表は、別紙「使途基準」（以下「本件使途基準」という。）のとおりである。

(4) 石川県政務調査費運用基準（マニュアル）（以下「本件運用基準」という。乙3）

石川県議会は、本件使途基準をより一層具体化した自主的な運用基準である本件運用基準を策定しているところ、その内容（本件訴訟に係る部分のみ）は以下のとおりである。

ア 調査研究費としての委託料

(ア) 内容

個人・団体に調査研究を委託する経費（委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管）

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費

(ウ) 政務調査費判断基準（判例、各県事例等）

調査内容の必要性和成果の反証がないものは認められない。

イ 調査研究費・研修費・会議費としての食糧費

(ア) 内容

会食代，飲食代，茶菓代，弁当代（なお，調査研究活動としての会議や研修会等と一体性があるもの）

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で，懇談会経費（1人当たり）5000円以内

ウ 事務所費としての事務所借上料

(ア) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で，調査研究活動事務所と政治団体事務所を兼ねる場合は，2分の1を上限とする。

エ 人件費

(ア) 内容

政務調査研究補助職員に対する給与，賃金，手当，社会保険料

(イ) 政務調査費が充当できるもの（積算または充当限度等）

実費で，按分の場合，議員が雇用する場合は，2分の1以内かつ月15万円以内

会派が雇用する場合は3分の2以内

(ウ) 政務調査費判断基準（判例，各県事例等）

配偶者，親族の雇用に対する経費は不可（大多数の都道府県）（調査研究活動に対する専門的知識があり，社会通念上妥当な雇用形態を有する場合は除く）

オ 政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）

政党活動経費

3 前提事実（争いがないか，末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、石川県の住民であり、被告は、石川県の執行機関である（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

イ 本件各議員は、いずれも平成24年度に石川県議会の議員の職にあった者であり、本件各会派は、いずれも石川県議会の会派である（弁論の全趣旨）。

(2) 平成24年度の政務調査費の交付並びに本件各議員及び本件各会派の支出

ア 被告は、平成24年度の政務調査費として、向出議員、稲村議員、西田議員、木本議員及び米田議員に各324万円、田中議員に360万円、金原議員に348万円、協議会に936万円、県政石川に21万円並びに新進石川に72万円を交付した（甲4の1ないし10、争いのない事実）。

イ 本件各議員及び本件各会派は、別紙支出額等一覧の「支出費目」欄記載の費目について「支出額」欄記載の支出をしたとして、「政務調査費支出額」欄記載の金額を平成24年度の政務調査費として支出した（甲4の1ないし10、甲5の1の1ないし5の10）。

ウ 稲村議員、田中議員、西田議員、木本議員、米田議員及び協議会は、平成24年度の政務調査費として支出した費用が、交付を受けた政務調査費を上回ったため、別紙支出額等一覧の「自己資金額」欄記載の金額を自らが負担した（以下「自己資金」という。甲4の1、3ないし6及び8）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成26年2月6日、本件訴訟において原告が被告に請求する内容を含む措置請求書を石川県監査委員に提出した（甲1、争いのない事実）。

イ 石川県監査委員は、平成26年4月3日付けで、前記ア記載の措置請求書における原告の主張には全て理由がない旨の監査結果を原告に通知した（甲1，争いのない事実）。

ウ 原告は、平成26年4月10日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(4) 金原議員による政務調査費の一部返還

金原議員は、平成24年度政務調査費収支報告書の一部（人件費（事務所清掃等委託）として政務調査費から支出した合計12万円）に誤りがあったとして、これを修正し、平成26年8月27日、12万円を被告に返還した（乙30の1及び2）。

第3 争点及び当事者の主張

1 向出議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点①）。

(1) 原告の主張

向出議員は人件費として政務調査費から180万円を支出しているが、その実態は秘書の給与であるといえる。秘書の給与は「調査研究を補助する職員の雇用に必要な経費」に該当せず、当該支出は全額が違法である。

国会法では、各議員に、その職務の遂行を補佐するための秘書を二人、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐するための秘書を一人付すことが認められる（同法132条1項、2項）としているが、地方自治法では地方議員に秘書を付すことを定めた条文がないし、地方自治法において政務調査費制度が制定された理由は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の定める「立法事務費」の存在を考慮したものであるため、秘書の給与を政務調査費から支出することは許されない。

また、向出議員の秘書が政務調査及び調査研究の補佐をしていたことを裏付ける書証はないこと、地方議員秘書の雇用実態は日常的に行う後援会活動であることから、向出議員による支出は違法支出である。

(2) 被告の主張

「秘書」とは向出議員の活動を補助する者という意味であり、「秘書」という名称が使用されていることで人件費の政務調査費からの支出が違法となるものではない。

向出議員は、1か月につき34万7000円を支払って職員を雇用しているところ、当該職員の職務は政務調査及び調査研究の補佐並びに後援会活動であり、政務調査費を支出することができる職務の割合（政務調査及び調査研究の補佐）は2分の1を下回るものではない。向出議員は、当該職員の人件費のうち、2分の1以下の1か月15万円に限って政務調査費から支出しており、本件運用基準に則った支出をしているのであるから、本件使途基準不適合を推認させる外形的事実もない。

2 稲村議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点②）。

(1) 原告の主張

稲村議員は人件費として政務調査費から180万円を支出しているが、その実態は秘書の給与であるといえる。前記1(1)記載のとおり、秘書の給与は本件使途基準の人件費には該当しないので、当該支出は全額が本件使途基準に適合しない。

(2) 被告の主張

前記1(2)記載のとおり、「秘書」という名称が使用されていることで政務調査費の支出が違法となるものではない。

稲村議員は、1か月につき30万円を支払って職員を雇用しているところ、当該職員の職務は政務調査、議員の代理出席、議員の送迎等であり、政務調査費を支出することができる職務の割合（政務調査）は2分の1を下回るものではない。稲村議員は、当該職員の人件費のうち、2分の1である1か月15万円に限って政務調査費から支出しているのであり、本件運用基準に則った支出をしているのであるから、本件使途基準不適合を推認させる外形的

事実もない。

3 田中議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点③）。

(1) 原告の主張

田中議員は人件費として株式会社サンアール及び株式会社サンアールホールディングスに対し、政務調査費から180万円（各月15万円、12か月分）を支出しているが、株式会社サンアールは政務調査に係る研究を目的としている会社ではないし、田中議員自身が取締役をしている会社であるので、上記支出は本件使途基準の定める「人件費」とは認め難く、全て違法支出である。

(2) 被告の主張

田中議員は、政務調査に係る研究補助及び附帯する業務を行わせる目的で株式会社サンアールと労働者派遣契約を締結し、職員の派遣を受けていたのであるから、田中議員の支出が本件使途基準の人件費に該当することは明らかである。

上記職員が政務調査活動を行っていることは株式会社サンアールの担当者が説明しているとおりのり明白である。

したがって、田中議員は本件運用基準に則った支出をしているのであり、本件使途基準不適合を推認させる外形的事実もない。

4 西田議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点④）。

(1) 原告の主張

西田議員は人件費として、株式会社アグリサポート（以下「アグリサポート」という。）に対し、政務調査費から120万円を支出しているが、その実態は秘書の給与であるといえる。前記1(1)記載のとおり、秘書の給与を政務調査費から支出することは許されず、全て違法支出である。

また、上記支出はアグリサポートに対する事務所運営等の委託契約に基づく費用であり、雇用契約に基づく費用ではない。したがって、調査研究活動

を補助する職員を雇用する費用ではなく、違法支出である。

(2) 被告の主張

前記1(2)記載のとおり、「秘書」という名称が使用されていることで政務調査費の支出が違法となるものではない。

西田議員は、1か月につき20万円を支払ってアグリサポートに業務を委託しているところ、西田議員が委託した業務は、事務所運営に係る事務行為に係る業務、その他事務所運営に係る業務及びこれらに附帯する業務である。そして、事務所運営に係る事務行為には政務調査活動も含まれているというべきであり、政務調査費を支出することができる業務の割合は、西田議員が委託した業務全体の2分の1を下回るものではない。西田議員は、アグリサポートに対する支払のうち、2分の1である1か月10万円に限って政務調査費から支出しているのであり、本件運用基準に則った支出をしているのであるから、本件用途基準不適合を推認させる外形的事実もない。

5 木本議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑤）。

(1) 原告の主張

木本議員は、自由民主党石川県かほく市第一支部（以下「第一支部」という。）に対し、調査研究費から100万8000円を支出しており、これは第一支部が有限会社ビット（以下「ビット」という。）に対して支払った業務委託費用の2分の1を木本議員が負担したものであるところ、第一支部は政治資金収支報告書において、ビットに対する上記費用を「政治活動費」の項目に記載している。したがって、木本議員が上記費用のうち2分の1相当額についてした上記支出は、第一支部の政治活動費に対する支出であるから、これに政務調査費を充当したことは違法である。

また、木本議員は、ビットから第一支部に対して発行された16万8000円の領収証を政務調査費の収支報告に使用するだけでなく、第一支部の政治資金収支報告書の領収証としても使用しており、このことも木本議員の上

記支出が実体を欠くものであることを疑わせる事情といえる。

(2) 被告の主張

木本議員の事務所と第一支部の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務調査活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月16万8000円で業務委託していた。木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分（業務委託費の2分の1）の支払であり、政務調査費を政治団体の活動経費に支出したとの指摘は当たらない。

木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決がなされ、確定しているところ、原告は、上記判決の判断を覆すだけの主張や証拠の提出をしておらず、本件用途基準不適合を推認させる外形的事実の主張立証をしていない。

6 金原議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑥）。

(1) 原告の主張

ア 自動車運転委託について

金原議員は人件費として政務調査費から12万円を支出しているが、金原議員が委託していた業務は自動車の運転であって、調査研究活動を補助する職員の雇用には該当しないので、全てが違法支出である。

イ 社会保険料について

金原議員は、雇用している高崎一郎（以下「高崎」という。）の社会保険料の2分の1を政務調査費から支出しているが、金原議員は高崎の人件費の2分の1のみを政務調査費から支出しており、かつ、社会保険料は労使折半であるため、政務調査費を充当することができる社会保険料の割合は4分の1（使用者である議員の負担割合である2分の1のさらに2分の1）が限度というべきである。したがって、金原議員が政務調査費を充当した社会保険料のうち2分の1（社会保険料の4分の1）である26万1

617円は違法支出である。

(2) 被告の主張

ア 自動車運転委託について

金原議員は、1か月につき2万円を支払って自動車運転業務を委託しているところ、これは、高齢のため自動車を運転することができない金原議員の移動に必要なものであり、調査研究活動の補助に当たる。したがって、当該支出は本件用途基準の人件費に該当し、その2分の1を政務調査費から充当することに問題はない。

自動車運転業務委託の相手は金原議員の兄弟である金原信夫（以下「信夫」という。）であるが、その委託料はガソリン代等の実費を含めて月額2万円という低額なものであり、このような低額の委託料で自動車運転業務委託を引き受けてくれたのは、金原議員の兄弟なればこそである。また、金原議員が平日昼間の高崎の勤務時間以外に政務調査活動のために移動するには、現実的には他の人が運転する車に乗せてもらうしかないのであり、信夫が実際に運転業務をしていたことは明らかである。

イ 社会保険料について

人件費を政務調査費として支出することができる場合には、社会保険料の被用者負担分についても政務調査費を支出することは許されるというべきである。金原議員は、1か月25万1000円の給与を支払って職員を雇用しており、この2分の1の金額を政務調査費として充当できるのであるから、社会保険料総額の2分の1相当額を政務調査費として充当することに問題はない。

7 米田議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑦）。

(1) 原告の主張

米田議員は人件費として政務調査費から84万円（各月7万円、12か月分）を支出しているが、米田議員は雇用実態を明らかにする文書を提出して

おらず、雇用の実態を認めることはできない。雇用の実態があるとしても、被用者である米田理恵（以下「理恵」という。）は米田議員の親族であるのに、被告は、本件運用基準に定められた「調査研究活動に対する専門的な知識があり、社会通念上妥当な雇用形態を有する」ことについて証拠を提出していないのであるから、全てが違法支出である。

(2) 被告の主張

米田議員は理恵を職務内容を政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成として雇用していたのであり、原告の指摘する支出は本件使途基準の人件費に該当する。

なお、理恵は米田議員の親族ではあるものの、米田議員と生計を一にする者ではなく、また、月給7万円と賃金が低額であり、社会通念上妥当な雇用形態を有する。したがって、本件運用基準に則った支出をしているのであり、本件使途基準不適合を推認させる外形的事実もない。

8 協議会による支出が本件使途基準に適合するか（争点⑧）。

(1) 原告の主張

協議会は、事務所費として165万円（平成25年3月を除く各月15万円の11か月分）、人件費として660万円（各月55万円の12か月分）の合計825万円を自由民主党石川県支部連合会（以下「連合会」という。）に対して支出している。

この支出について、被告は、協議会が使用する事務所及び事務所で使用する被用者の費用の負担をしているものであると主張する。しかしながら、連合会は政治団体であるところ、連合会は政治資金収支報告書において、事務所の賃借料及び事務所で使用する職員の人件費を「経常経費」として記載している。そうすると、協議会の同支出のうち一部についてした上記支出は本件運用基準で政務調査費による支出が不相当とされている政治活動経費に政務調査費を流用したことになる。

また、被告は、協議会と連合会は共同して事務所を使用している旨主張するが、その立証はない。協議会の事務所費及び人件費の負担金につき協議会と連合会との間の事務委託協定書には政務調査費会計残高の過不足調整条項があることからしても、政務調査費となる事務所費及び人件費として上記支出がされたものでないことは明白である。

さらに、連合会は、協議会に対し、平成24年度に合計208万円を支出しており、協議会が人件費及び事務所費として連合会に支出した金銭は、協議会所属の議員に還流されている。このことから、協議会の連合会に対する支出は違法であるというべきである。

(2) 被告の主張

事務所費については、協議会は、連合会が財団法人石川自由民主会館（以下「自由民主会館」という。）から賃借している事務所を連合会と共同して使用しており、その使用する割合は3分の1を超えることから、連合会が支払うべき賃料（1か月45万円）の3分の1を負担しているものである。協議会は、現実に事務所を使用しているのだから、その対価を負担すべきは当然である。したがって、当該支出は本件用途基準の事務所費に該当する。

人件費については、上記のとおり協議会が連合会と共同して事務所を使用しているところ、当該事務所では連合会が雇用する3名の事務職員が勤務しており、これらの事務職員は協議会のための業務も行っており、その割合は事務職員の業務量の概ね2分の1である。そこで、これら事務職員の年額の人件費の総額である2072万5737円のおよそ3分の1である660万円を協議会が負担しているものである。したがって、当該支出は本件用途基準の人件費に該当する。

政務調査費会計残高の過不足調整条項があるからといって、事務所費や人件費が政務調査費として支出できなくなるものではない。

したがって、協議会が連合会に事務所費や人件費を支払っている費用を政

務調査費から支出したとしても、当該支出が本件使途基準に適合しないものとはいえない。

9 県政石川による支出が本件使途基準に適合するか（争点⑨）。

(1) 原告の主張

県政石川が支出した食糧費には懇談会経費10万円が含まれている。これは、飲食店舗での飲食代金であり、調査研究活動と一体性があるとはいえず、全て違法支出である。

(2) 被告の主張

県政石川所属の議員は、平成25年3月13日及び同月16日に、新聞記者と意見交換会を行った。意見交換会はいずれも、日程調整の結果、夕食の時間帯での開催となったため、夕食をとりながら行われたが、議会改革や北陸新幹線の金沢開業に向けた取り組みについて新聞記者と意見交換をすることが主たる目的であり、調査研究活動と一体性があるといえる。また、懇談会経費のうち政務調査費を充当した金額（議員1人あたり5000円）は本件運用基準が定める範囲内である。したがって、県政石川の支出が適法なものであることは明らかである。

10 新進石川による支出が本件使途基準に適合するか（争点⑩）。

(1) 原告の主張

新進石川が支出した食糧費、借上費及び交通費には懇談会経費9万0170円が含まれている。これは飲食店舗での飲食代金及び飲食に伴う支出であり、調査研究活動と一体性があるとはいえず、全て違法支出である。

(2) 被告の主張

新進石川所属の議員は、平成24年6月29日に意見交換会を行った。意見交換会は、日程調整の結果、夕食の時間帯での開催となったため、夕食をとりながら行われたが、行財政改革や北陸新幹線の建設促進に向けた取り組みについて意見交換をすることが主たる目的であり、調査研究活動と一体性

があるといえる。また、懇談会経費のうち政務調査費を充当した金額（議員1人あたり5000円）は本件運用基準が定める範囲内である。また、懇談会終了後にタクシーを利用したことも、バス等の便が悪い時間でありやむを得ないものである。したがって、新進石川の支出が適法なものであることは明らかである。

11 議員及び会派に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するか（争点⑪）。

(1) 原告の主張

本件条例9条1項によれば、ある年度に石川県議会議員ないし会派が交付を受けた政務調査費について不当利得が発生した場合には、翌年の4月30日までに返還しなければならないというべきであり、平成24年度に交付された政務調査費に関する不当利得の返還に当たって、本件各議員及び本件各会派は平成25年5月1日からの遅延損害金を支払う義務がある。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

政務調査費の返還義務の法的性格は不当利得返還義務であるが、不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、請求がされない限り履行遅滞は生じない。しかるに、本件各議員及び本件各会派は請求を受けていないから、履行遅滞は生じていない。

第4 当裁判所の判断

- 1 地方自治法100条14項は、政務調査費の交付につき、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定め、また、同条15項は、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めているところ、その趣旨は、地方議会の審議能力を強化し、地方議会所属の議員の調査

研究活動の基盤の充実を図るため、地方議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化するとともに、税金を原資とする政務調査費の使途の透明性を確保しようとする点にあるものと解され、その具体的な内容及び手続については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに従うこととしている。

しかるところ、地方自治法100条14項を受けて石川県が制定した本件条例によれば、会派の代表者又はその所属議員は、知事に対して所定の政務調査費の交付を請求し、知事からその交付を受けた上で（本件条例7条）、その後、当該年度において交付を受けた政務調査費の支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならないこととされており、この規定に基づく控除が許されるのは、本件条例8条1項各号に掲げる費用に充てた支出に限るものとされている（本件条例11条）。そして、この規定及び本件条例8条1項各号に掲げる費用の支出について使途基準が定められていること（同条2項）からすると、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が使途基準に適合しない支出をした場合、当該支出については、政務調査費の本来の使途及び目的に反する支出として、これを知事に返還すべき政務調査費から控除することができないというべきであり、そうであるにもかかわらず当該会派又は議員が当該支出について上記控除を行い、当該支出相当額を知事に返還せずに保有しているときは、当該会派又は議員は、当該支出相当額を不当利得として知事に返還する義務を負うことになると解するのが相当である。

そうすると、当該会派又は議員が使途基準に適合しない支出相当額を知事に返還せずに保有している場合、当該地方公共団体の住民は、住民監査請求を経た上で、住民訴訟を提起して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し、当該会派又は議員に当該支出相当額を不当利得として返還するよう請求することを求め得ることになるが、上記住民訴訟において、上記不当利得返還請

求権の発生原因事実についての主張立証責任は、その請求を求める当該住民が負うものと解される。したがって、本件訴訟においても、本件各会派及び本件各議員が本件使途基準に適合しない支出相当額を知事に返還せずに保有していること的主張立証責任は、原告にあるというべきである。もつとも、政務調査費については、会派又は議員に対し、政務調査費に係る収支報告書及び当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出することが義務付けられており（本件条例9条1項）、会派又は議員は、当該支出が使途基準に適合することを適切な資料をもって議長に明らかにすることを求められているのであるから、当該支出については、当該会派又は議員において上記資料を作成・保有していることが当然想定されているといえることができる。このことに加えて、普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して使途基準に適合しない政務調査費の支出に係る不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟においては、当該執行機関又は職員が当該支出に係る会派又は議員に遅滞なく訴訟告知をしなければならないこととされており（地方自治法242条の2第7項）、当該執行機関又は職員は、訴訟告知を受けた当該会派又は議員の補助参加ないし事実上の情報提供等により、上記資料及びこれに関連する証拠を用いた反証を行うことが可能な立場にあるものと解されることからすると、上記住民訴訟において、原告である当該普通地方公共団体の住民が、当該支出が使途基準に適合しないことについての合理的な疑いを生じさせる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証したにもかかわらず、被告である当該執行機関又は職員あるいは訴訟告知を受けた当該会派又は議員が適切な反証をしないときは、このことをもって当該支出は使途基準に適合しないものであることが事実上推定されるというべきである。

ところで、石川県議会は、本件規程をより一層具体化した基準として本件運用基準を定めている。石川県議会があえてこのような基準を定めたのは、地方

の実情を考慮した上で、政務調査費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されること及び上記の地方自治法100条14項及び同条15項の制度趣旨に鑑みれば、裁判所において政務調査費の支出が本件使途基準に適合するか否かを判断するに当たっても、当該支出に係る本件運用基準の内容が不合理といえない限り、当該支出がこれに沿うものであるかという点をしんしゃくすべきである。

2 向出議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点①）。

(1) 人件費の支出

証拠（甲4の2，5の2の1ないし5の2の12，6の2の1ないし6の2の4，乙6，26及び36）及び弁論の全趣旨によれば、向出議員は、平成3年4月1日、西野秀輝を事務職員として雇用し、秘書という肩書きで職務に従事させていたこと、同人に対し、平成24年度の給与として合計416万4000円を支払い、そのうち180万円を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出したことが認められる。

(2) 原告は、向出議員の本件支出は秘書に対する給与であるところ、秘書の給与は本件使途基準にいう「人件費」に当たらないから、向出議員の上記人件費の支出は本件使途基準に適合しない違法なものである旨主張する。

しかしながら、本件使途基準にいう人件費とは、会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費をいうところ、そもそも地方議会議員の職務に政策立案及び立法活動等が含まれることは明らかであり、これを補佐する当該議員の秘書は、上記職務に関して当該議員が行う調査研究の補助活動に従事することが当然に予定されているということが出来る。そして、地方議会の審議能力の強化及び地方議会議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の趣旨に照らせば、地方自治法が地方議会議員の秘書の人件費として政務調査費を支出することを許容していないと解することはできない。そうすると、地方議会議員の秘書の給与を政務調査

費から支出したという事実は、それ自体が直ちに当該支出が本件用途基準に適合しないことについての合理的な疑いを生じさせる事情とはいえないから、向出議員が同人の秘書の人件費として政務調査費を支出したという事実は、外形的事実には該当しない。そのほか、向出議員による上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、向出議員による上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

3 稲村議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点②）。

(1) 人件費の支出

証拠（甲4の3，5の3の1ないし5の3の12，6の3の1ないし6の3の12，乙7，27及び33）及び弁論の全趣旨によれば、稲村議員は、井藤元之を私設秘書として雇用し、同人に対し、平成24年度の給与として合計360万円を支出し、そのうち180万円を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出したと認められる。

(2) 原告は、稲村議員の雇用する職員は「秘書」であるところ、秘書の給与は本件用途基準にいう「人件費」に当たらないことから、稲村議員による支出は違法である旨主張する。

しかしながら、稲村議員が同人の秘書の人件費として政務調査費を支出したことが外形的事実には該当しないことは、前記2(2)判示のとおりであり、そのほか、稲村議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、稲村議員による上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

4 田中議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点③）。

(1) 人件費の支出

証拠（甲4の4，5の4の1ないし5の4の12，6の4の1ないし6の4の12，乙8ないし10，21及び22）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 株式会社サンアール（平成24年7月30日の商号変更後は「株式会社サンアールホールディングス」。以下，当時の商号にかかわらず「サンアール」という。）は，労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業をその目的の一つとする会社であり，田中議員は同社の取締役の一人である。

イ サンアールは，田中議員との間で，平成24年3月20日付けで締結した労働者派遣に関する基本契約に基づき，同社が政務調査に係る研究補助及び付帯する業務に従事する職員1名を田中議員に派遣することを内容とする労働者派遣契約を締結した（派遣期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日）。

ウ 田中議員は，サンアールに対して，平成24年度の派遣料として合計180万円を支払い，その全額を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

(2) 本件用途基準において人件費は「会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」と規定されているところ，会派又は議員がその調査研究を補助する職員を使用する形態としては一般的に，職員と直接雇用契約を締結する形態のほか，労働者派遣契約を締結して労働者の派遣を受ける形態が考えられるのであって，会派又は議員は後者の形態によっても上記職員を確保することができるのであるから，同規定が人件費として支出することができる費用を会派又は議員が直接雇用契約を締結した場合の費用に限定していると解すべき理由はない。したがって，会派又は議員が当該会派又は議員の調査研究を補助する職員を直接雇用せず，会社等の第三者を通じて上記職員の派遣を受けた場合においても，当該職員の派遣に要する費用は，「調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」といえるのであり，

当該第三者に対して政務調査費を人件費として支出することは、一般的、外形的にみて、直ちに当該支出が使途基準に適合しないものであることを疑わせる事実とはいえない。

もっとも、当該第三者が会社であり、当該議員が当該会社の取締役である場合には、両者の関係性に照らし、当該議員が当該会社と締結する契約につき契約当事者を越えた利害関係を有すると客観的に認められるから、当該議員の当該会社への支出が真に使途基準に適合する実態を有するものか否かについての疑いが生じることは否定できない。したがって、このような場合には、当該会社への政務調査費の支出については外形的事実があるというべきである。

これを田中議員の上記人件費の支出についてみるに、前記(1)アのとおり、上記人件費の支出先であるサンアールは、田中議員自身が取締役を務める会社であり、田中議員は、同社と締結する契約につき契約当事者を越えた利害関係を有するといえるから、田中議員の上記人件費の支出には外形的事実があると認められる。

しかしながら、上記(1)イ認定のとおり、田中議員は、サンアールから政務調査に係る研究補助及び付帯する業務に従事する職員を派遣することを内容とする労働者派遣契約を締結したものと認められるところ、上記(1)ア認定のとおり、サンアールは労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業をその目的の一つとしており、労働者を派遣した場合、当該労働者は派遣先の事業に従事することが当然に予定されていることからすると、サンアールから田中議員に派遣された職員が田中議員の行う政務調査に係る研究補助及び付帯する業務を行っており、これに対する費用（人件費）として政務調査費が支出されていたことについては、反証がされているといえる。そのほか、田中議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、田中議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

5 西田議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点④）。

(1) 人件費の支出

証拠（甲4の6，5の6の1ないし5の6の12，6の6の1ないし6の6の12，乙11及び32）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 西田議員は，平成20年10月1日，アグリサポートとの間で，①事務所運営に係る事務行為に係る業務，②その他事務所運営に係る業務及び③上記①②に附帯する業務（以下，これらを併せて「本件委託業務」という。）を委託内容とする業務委託基本契約を締結した。

イ 西田議員は，上記ア記載の業務委託契約のアグリサポートの担当者である小坂隆雄（以下「小坂」という。）につき，「秘書」という肩書きで業務に従事させた。

ウ 西田議員は，アグリサポートに対して，上記ア記載の業務委託基本契約に基づく平成24年度の業務委託料として合計240万円を支払い，そのうち120万円を「秘書給与経費按分」として政務調査費の「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

(2) 原告は，小坂は西田議員の雇用する「秘書」であるところ，秘書の給与は本件使途基準にいう「人件費」に当たらないことから，西田議員による支出は違法である旨主張する。

しかしながら，西田議員が同人の秘書の人件費を政務調査費から支出したことが外形的事実該当しないことは，前記2(2)判示のとおりである。

(3) また，原告は，西田議員の上記人件費の支出は事務所運営等の委託契約に基づく支出であって，雇用契約に基づく支出でないことを問題とする。

しかしながら，前記4(2)判示のとおり，本件使途基準が人件費として支出

することができる費用を会派又は議員がその調査研究を補助する職員を直接雇用した場合の費用に限定していると解すべき理由はない。また、本件委託業務は、西田議員の事務所運営に直接関わる業務のみならず、これに附帯する業務まで広く含まれており、その内容に照らし、同議員の調査研究の補助業務が含まれていないことが明らかであるとはいえないから、かかる業務の対価を人件費として政務調査費から支出したとしても、当該支出が直ちに本件用途基準に反するということはできない。そうすると、西田議員が、事務所運営等の業務委託契約に基づく業務委託料の2分の1相当額を支出したことは外形的事実当たらない。そのほか、西田議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないことを認めるに足りる証拠はない。

(4) よって、西田議員による上記人件費の支出が本件用途基準に適合しない違法なものであるとはいえない。

6 木本議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑤）。

(1) 認定事実

証拠（甲4の5，5の5の1ないし5の5の12，6の5の1ないし6の5の12，9の1及び2，10の1及び2，乙12，24並びに25）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 第一支部は木本議員が所属する政党の支部（支部長は木本議員である。）であり、その事務所は木本議員の事務所と同じ場所にある。

イ 第一支部は、ビットとの間で、次のとおりの内容の業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した。

（ア）業務委託料 月額16万8000円

（イ）業務名 政務調査，事務所事務，ホームページ管理業務

（ウ）履行場所 木本利夫事務所

（エ）期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

ウ 第一支部は、ビットに対し、平成24年度の業務委託料として合計20

1万6000円を支払った。

エ 木本議員は第一支部に対し、「ビット支払分 1 / 2 政務調査費分」として100万8000円を支払い、その全額を「調査研究費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

オ 第一支部の政治資金収支報告書における「政治活動費」欄の「調査研究費」の項目には、第一支部がビットに対し、調査管理事務委託の名目で1か月あたり16万8000円を支出した旨の記載がある。

カ 他方、木本議員の政務調査費収支報告書には、①上記第一支部の政治資金収支報告書に添付されているビット発行の第一支部宛て領収証の写しに加え、②第一支部発行の木本議員（木本利夫事務所）宛て領収証の写しが添付されている。

(2) 原告は、本件業務委託契約に基づき第一支部がビットに支払った費用が、第一支部の政治資金収支報告書上「政治活動費」として記載されていることから、上記費用は第一支部の政治活動費であり、その一部について、木本議員の調査研究費として政務調査費を充当するのは違法である旨主張するので、以下この点について検討する。

本件使途基準によれば、調査研究費は「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費」と規定されており、議員が第三者に上記調査研究を委託した上で、当該委託に要した費用の一部について、当該議員の調査研究費として政務調査費を支出することは、直ちに本件使途基準に反するものであるとはいえない。もっとも、上記第三者が当該議員の所属する政党（政党の支部及び支部の連合会を含む。以下同じ。）自体である場合には、当該議員と当該政党の関係が緊密であることに照らし、当該議員から当該政党への調査研究の委託がその実質を伴うものであるか否かについて疑いが生じることは否定できないから、当該政党が調査研究のために支出した費用に対して当該議員の調査研究

費として政務調査費を支出する場合には、当該支出について外形的事実があるというべきである。

これを木本議員の上記調査研究費の支出についてみるに、上記(1)ア、イ及びエ認定のとおり、木本議員は、その所属する政党の支部である第一支部に対し、第一支部とビットの間で締結された本件業務委託契約に基づく業務委託料の2分の1相当額を支出しているから、木本議員の上記支出には外形的事実があると認められる。

しかしながら、上記(1)ア及びイ認定のとおり、木本議員の事務所と第一支部の事務所が同じ場所にあつて、第一支部がビットに対して委託した業務の履行場所は「木本利夫事務所」であるところ、地方議会の議員としての活動は多岐にわたり、調査研究活動のほか、政治団体活動、選挙活動、後援会活動その他の活動が渾然一体となつて行われていることに照らすと、上記事務所では政党の政治活動だけでなく、木本議員の調査研究活動も行われていたものと推認することができる。そして、本件業務委託契約の委託内容は、政務調査、事務所事務及びホームページ管理業務であるところ、これらの業務内容には木本議員の業務と第一支部の業務が混在しており、各々の業務がいずれに属するかを明確に区別することは困難であるから、社会通念上相当な割合によって按分した額として、その業務委託料の2分の1を木本議員の政務調査費から支出することが直ちに本件用途基準に反するものとはいえない。

そうすると、木本議員が、第一支部がビットに対して支出した業務委託料の内2分の1相当額を調査研究費として政務調査費から支出したことが本件用途基準に適合しないものであるといえないことについては、反証がされているといえる。

なお、原告は、本件運用基準の調査研究費「委託料」の欄には「政務調査費判断基準（判例、各県事例等）」の欄に「調査内容の必要性と成果の反証

がないものは認められない」との記載があるにもかかわらず、被告からこの反証がない旨主張するが、政務調査費支出が用途基準に適合しないことについて外形的事実の主張立証がされた場合において被告の側に必要とされる反証の程度は、当該支出及び当該外形的事実の性質、内容等によって異なることからすると、本件運用基準の上記記載は、被告の側で必要とされる反証の方法の一つを教示する規定であると解するのが相当である。そして、木本議員の上記調査研究費の支出及び当該支出に係る外形的事実の性質、内容等に照らして、被告の側から反証がされていることは前記のとおりであるから、この点に関する原告の主張は採用できない。

- (3) 原告は、木本議員の上記支出が本件用途基準に適合しないことの根拠として、木本議員がビット発行の第一支部宛の領収証の写しを、県議会議長に提出する（甲6の5の1ないし6の5の12）とともに、第一支部としても石川県選挙管理委員会へ提出しており（甲9の2ないし4、10の2）、領収証を2度複写して使用したことを主張する。

しかしながら、木本議員の政務調査費収支報告書（甲4の5）には、木本議員が前記(1)カ①の写し記載の金額を政務調査費から支出したものと扱った旨の記載がないことからすると、木本議員は、同領収証の写し記載の金額を木本議員が支出したことを示すためではなく、上記(1)カ①②の2通の領収証（毎月分）によって、木本議員が本件業務委託契約に基づく業務委託料のうち2分の1相当額について政務調査費を支出したことを裏付けるために提出したものと認められる。

したがって、原告が主張する上記事実は、木本議員の上記支出が本件用途基準に適合しないことの根拠とはならない。

- (4) 以上によれば、木本議員による上記支出が本件用途基準に適合しないものであるとはいえない。

7 金原議員による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑥）。

(1) 自動車運転委託について

ア 証拠（甲4の7，5の7の1及び5の7の7，6の7の2及び6の7の10，乙14，41並びに証人高崎）及び弁論の全趣旨によれば，金原議員は，同人の弟である信夫に対し，平成24年度の運転業務委託料として合計24万円を支払い，そのうち12万円を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出したことが認められる。

イ 本件運用基準は，「人件費」の支出の「政務調査費判断基準」として「配偶者，親族の雇用に対する経費は不可（調査研究活動に対する専門的知識があり，社会通念上妥当な雇用形態を有する場合は除く）」と定めており，これは，議員の親族に対して人件費を支出する場合，配偶者や親族という密接な人的関係から実態のない契約を締結したり，実態に見合わない不適切な人件費が支出されたりするおそれがあると客観的に認められることから，政務調査費の交付を受ける議員から構成される県議会が自ら自主的運用基準として原則として政務調査費を充当することを禁止したものであると解され，その内容は合理的であるといえる。したがって，本件においてもその内容をしんしゃくし，議員の親族に対して政務調査費を人件費として支出することは，当該支出が本件用途基準に適合しないことを疑わせる外形的事実に当たると解した上で，被告の側において，当該親族の業務実態及び当該調査研究活動に対する専門的知識等に照らして当該人件費の支出が本件用途基準に適合することを具体的に反証しない場合には，当該人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであると認めるのが相当である。

これを金原議員の上記人件費の支出についてみると，信夫は金原議員の弟であり，信夫に対する「運転業務委託料」は「親族の雇用に対する経費」に該当する。したがって，金原議員が人件費（自動車運転委託）24万円のうち12万円を政務調査費から支払ったことが本件用途基準に適合しな

いことについては、外形的事実が存在すると認められる。

これに対し、被告は、信夫に対する運転業務委託は、高齢のため自ら自動車を運転することのできない金原議員が平日昼間以外の時間帯に移動するために必要であり、信夫は金原議員の弟であるから安価な金額で運転業務を引き受けてくれている旨主張するが、そもそも自動車の運転業務が専門的知識や経験を必要とするものとは認められない上、信夫が運転業務に従事した日時や場所等の運転業務の実態について明らかにしておらず、金原議員が信夫に対して支出した人件費を政務調査費から支出したことが本件使用基準に適合しないとはいえないことについて十分な反証がされているとはいえない。

したがって、金原議員による上記政務調査費から支出した人件費（自動車運転委託）12万円はその全額が本件使用基準に適合しないものと認められる。

(2) 社会保険料について

ア 証拠（甲4の7，5の7の1ないし5の7の12，6の7の3ないし6の7の8，6の7の11ないし6の7の16，乙15，38及び証人高崎）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 金原議員は、高崎を雇用し、その平成24年度給与の総額は359万6000円であった。

(イ) 金原議員は、上記(ア)記載の給与から被用者負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び所得税を差し引いた金額の2分の1を「政務調査研究補助職員の給与」として政務調査報告書に記載し、「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

(ウ) 金原議員は、上記(ア)記載の雇用に係る健康保険料及び厚生年金保険料として104万1024円、児童手当拠出金として5452円の合計104万6476円を支出し、そのうち52万3232円（1か月毎に支

払った社会保険料の2分の1（1円未満切捨て）の合計額。）を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

イ 本件使用基準において、「人件費」とは、「会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」をいうところ、本件運用基準は、雇用に要する経費として、「給与、賃金、手当、社会保険料」を挙げており、会派又は議員が調査研究活動を補助する事務員を雇用し、事業主として負担する社会保険料を政務調査費から支出することは本件使用基準に適合しないとはいえない。もっとも、会派又は議員が事務員の職務のうち一部が政務調査に該当しないことを前提としてその給与のうち2分の1のみを政務調査費から支出している場合には、社会保険料等の事業主の負担部分に全額政務調査費を充当することは許されず、社会保険料の事業主の負担部分のうち2分の1を超えて政務調査費を充当している場合、その超える部分については本件使用基準に適合しない外形的事実があると認めるのが相当である。

金原議員は、上記ア(イ)認定のとおり、高崎の給与のうち2分の1を政務調査費から支出しているところ、上記ア(ウ)認定のとおり、同人の健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の2分の1を政務調査費から支出している。このうち、児童手当拠出金については、児童手当法（平成24年法律第24号による改正前のもの。）18条1項及び20条1項により事業者がその負担義務を負い、被用者に負担義務はないことから、金原議員が児童手当拠出金として支払った5452円の2分の1に政務調査費を充当することは本件使用基準に違反しない。しかし、金原議員が健康保険料及び厚生年金保険料として支払った104万1024円については、被用者たる被保険者と被保険者を使用する事業主が2分の1ずつを負担することとされている（健康保険法161条1項、厚生年金保険法82条1項）のであるから、その4分の1を超えて政務調査費を充当している部分につ

いては本件使途基準に適合しないことについての外形的事実があると認められる。

しかしながら、被用者の給与額とは、通常、被用者の手取額ではなく、被用者負担分の社会保険料を控除する前の給与の金額をいうのであるから、政務調査報告書には、被用者負担分の社会保険料を控除する前の給与の金額を「給与」として記載すべきであるところ、上記ア(イ)認定のとおり、金原議員は、政務調査報告書に、被用者負担分の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び所得税を除いた金額を「給与」として記載し、その2分の1に政務調査費を充当した旨の記載をしている。そうすると、被用者負担分の健康保険料及び厚生年金保険料のうち2分の1（健康保険料及び厚生年金保険料の4分の1）は、本来「給与」として政務調査費を支出することができるものであるが、金原議員は、政務調査報告書に本来支出できるはずの「給与」として政務調査費を支出した旨の記載をせず、当該支出相当分を「社会保険料」として支出した旨記載したにすぎないのであって、上記部分に係る政務調査報告書の記載は、単純な記載方法の誤りと評価することができる（本件使途基準に照らして、支出可能な額を超えて政務調査費が支出された事実は認められない。）。したがって、金原議員が高崎の社会保険料の2分の1を人件費（社会保険料）として政務調査費から支出したことについては、当該支出が本件使途基準に適合しないとはいえないことについての反証がされているといえる。そのほか、金原議員の上記人件費（社会保険料）の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はない。

よって、金原議員による上記人件費（社会保険料）の支出は本件使途基準に適合しない違法なものであるとは認められない。

8 米田議員による支出が本件使途基準に適合するか（争点⑦）。

- (1) 証拠（甲4の8，5の8の1ないし5の8の12，6の8，乙16，28，

37及び証人理恵)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 米田議員は、同人の二男の妻である理恵との間で、次の内容の雇用契約を締結した。

(ア) 給与 月額7万円

(イ) 就業内容 政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成

(ウ) 就業場所 米田昭夫事務所

(エ) 期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

イ 米田議員は理恵に対して給与として84万円を支払い、その全額を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

(2) 理恵は米田議員の二男の妻であり、理恵に対する人件費の支払は「親族の雇用に対する経費」にあたることから、理恵に対して支払った給与を政務調査費から支出したことについては、外形的事実が存在すると認められる。

これに対して、被告は、理恵は、米田議員と生計を同一にしていなくて被雇用者としても問題がない旨主張するが、生計を同一にしていない親族同士であっても、通常の第三者間とは異なる密接な関係にあることは明らかであり、その人的関係に照らして、実態のない契約を締結したり、実態に見合わない不適切な人件費が支出されたりするおそれがあると客観的に認められるから(本件運用基準もこのことを踏まえて生計を同一にしていない親族の雇用についても政務調査費の充当を制限する規定をおいているものと解される。)、このような親族に対する人件費の支出であるという事実は、当該支出が本件用途基準に適合しないことについての外形的事実に当たるといふべきであって、これに反する被告の主張は採用できない。

(3) 被告は、理恵は米田議員の政務調査の補助活動に従事していたのであるから、その給与を政務調査費から支出することは許されると主張する。

しかしながら、米田議員と理恵とが政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成を職務内容とする雇用契約(上記(1)ア)を締結したことは認められる

ものの、上記理恵の職務内容が専門的知識や経験を要する業務であると認めるに足りる証拠はない上、米田議員の事務所での職務内容についての理恵の証言内容はあいまいであり、理恵が米田議員の政務調査の補助活動としていかなる業務に従事していたかは判然としないというほかない。したがって、米田議員が理恵に対して支出した人件費を政務調査費から支出したことが本件使用基準に適合することについて被告の側から具体的な反証がされているとはいえないから、米田議員の理恵に対する上記人件費の支出は、本件使用基準に適合するものとは認められない（なお、被告は、理恵が切り抜きをしていたとする新聞記事の一部（乙43）を提出するが、その体裁及び内容に照らして、同証拠により理恵が政務調査活動の補助として具体的にいかなる業務に従事していたかを認定することは困難であり、具体的な反証としては不十分といわざるを得ない。）。

9 協議会による支出が本件使用基準に適合するか（争点⑧）。

(1) 証拠（甲4の1、5の1の1ないし5の1の12、6の1の1ないし6の1の12、7、乙4、5、31及び証人渡辺智康（以下「渡辺」という。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成24年当時協議会に所属していた24名の議員は、全員が政治団体である連合会に所属していた。

イ 連合会は、自由民主会館との間で、以下のとおりの賃貸借契約を締結した。

(ア) 賃貸借物件 金沢市鞍月5-255所在の鉄骨造陸屋根3階建の物件（以下「本件建物」という。）

(イ) 賃貸借料 月額45万円

(ウ) 連合会は、賃貸借物件を全部、または一部を第三者に賃貸権を譲渡、転貸をしてはならない。ただし、財団法人国民政治協会石川支部への転貸、及び連合会に関連する支部組織（議員後援会組織を含む）への一時

的な貸出しは除外する（以下「転貸等禁止条項」という。）。

ウ 連合会は、自由民主会館に対し、上記イの賃貸借契約に係る賃料として毎月45万円（年額540万円）を支出した。

エ 連合会は、事務職員3名及び臨時職員1名を雇用し、その費用として平成24年に合計2393万5153円を支出した。

オ 連合会は、上記ウ及びエの支出について、政治資金収支報告書の経常経費の「人件費」及び「事務所費」として記載した。

カ 協議会と連合会は、本件建物を事務所として共同して使用している。また、上記エの職員らを共同して使用しており、職員らの協議会と連合会の業務時間配分は概ね2分の1である。

キ 協議会は連合会との間で、次のとおりの内容の事務委託に関する契約を締結した。

(ア) 協議会が連合会に支払う人件費負担金は、月額55万円（年額660万円）とし、原則毎月末までに支払うものとする。

(イ) 協議会は、連合会の使用する事務所の負担金として、月額15万円（年額180万円）を原則毎月末までに支払うものとする。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の協議会の連合会に対する支払負担金については、政務調査会計年度末（3月31日）の政務調査費会計残高の過不足等により、許容範囲（協議会（なお、乙4では「連合会」と記載されているが、契約内容に照らすと、「協議会」の誤記と考えられる。）の負担する額の50パーセント以内）を基準に増額又は減額できるものとする（以下この条項を「政務調査費過不足条項」という。）。

ク 協議会は、連合会に対し、連合会の使用する事務所の負担金として毎月15万円（平成25年3月を除く）、合計165万円を支出し、その全額を「事務所費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

ケ 協議会は、連合会に対し、人件費として毎月55万円、合計660万円

を支出し、その全額を「人件費」として平成24年度の政務調査費から支出した。

コ 連合会は、協議会に対して、平成24年2月21日、同年4月24日、同年8月31日及び同年12月28日、議員協活動費としてそれぞれ52万円、合計208万円を支出した。

(2) 前記4(2)判示のとおり、会派又は議員の調査研究を補助する職員を直接雇用せずに会社等の第三者から派遣を受けて間接的に雇用した場合において、当該第三者に対して政務調査費を人件費として支出することは、それ自体直ちに当該支出が使途基準に適合しないものであることを疑わせる事実とはいえない。もっとも、当該第三者が当該会派と関係する政党である場合には、当該会派と当該政党の関係が緊密であることに照らし、当該人件費に係る雇用の実態があるか否かについて疑いが生じることは否定できないから、当該政党に対して人件費として政務調査費を支出したことは、当該支出が使途基準に適合しないものであることを疑わせる外形的事実に当たるといえるべきである。

これを協議会の上記人件費の支出についてみるに、上記(1)ア、エ及びケ認定のとおり、協議会は直接職員を雇用しておらず、人件費の支出先は政党である連合会である。したがって、協議会の上記人件費の支出には外形的事実があると認められる。

しかしながら、上記(1)ア、カ及びキ認定のとおり、平成24年当時協議会に所属していた24名の議員は全員が連合会に所属しており、協議会は本件建物を事務所として連合会と共同して使用し、また、連合会の雇用する職員らを連合会と共同して使用しており、協議会が連合会との間で連合会の支払った人件費の一部（月額55万円）を負担する旨の事務委託に関する契約を締結していた事実が認められるところ、一般に議員としての活動は多岐にわたり、調査研究活動のほか、政治団体活動、選挙活動、後援会活動その他の

活動が渾然一体となっていて行われており、上記活動を行う議員の所属する会派の活動と当該議員の所属する政治団体の行う政治活動を明確に区分することは困難であり、当該会派と当該政治団体の事務所が同一箇所にある場合にはその区別はより困難であることに照らすと、かかる場合、会派がその調査研究を補助する職員を確保するため、政治団体に会派の行う調査研究の補助を業務内容に含む雇用契約を締結させ、その人件費の一部を当該会派が負担する形態で政治団体と当該会派が共同して職員を使用する必要性も一応存在すると認められる。そして、上記(1)カ認定のとおり、連合会の雇用する職員等の協議会と連合会の業務時間配分は概ね2分の1であると認められることからすると、協議会が、連合会が雇用する職員らの雇用に要する経費のうち約4分の1相当額（上記(1)エ認定のとおり、連合会の人件費支出は平成24年が総額2393万5153円であり、平成24年度の人件費支出も同額程度と考えられる。）を人件費として政務調査費から支出していることについては、当該支出が本件用途基準に適合しないとはいえないことの反証がされているといえる。

- (3) 次に、事務所費について検討すると、本件用途基準において、事務所費は「会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と規定されているところ、第三者が会派又は議員が行う調査研究に必要な事務所を賃借し、その賃料を当該会派又は議員が当該第三者に支出する場合であっても、会派又は議員の上記支出を行うことで結果的に会派又は議員が、当該会派が行う調査研究に必要な事務所を確保することができるのであるから、同規定が事務所費として支出することができる費用を会派又は議員が事務所につき直接賃貸借契約を締結した場合の費用に限定していると解することはできない。しかしながら、政党がこれと関係する会派が行う調査研究に必要な事務所を賃借し、その賃料を当該会派が当該政党に対して支出する場合は、両者の密接な関係に照らし、事務所としての使用形態が当

該会派の使用としての実質を伴うものであるか否かについて疑いが生じることは否定できないから、このような場合には、当該支出について外形的事実があるというべきである。

これを協議会の上記事務所費の支出についてみるに、上記(1)ア、イ及びク認定のとおり、協議会は直接賃貸借契約を締結しておらず、協議会の上記事務所費の支出先である連合会は政治団体である。したがって、協議会の上記事務所費の支出には外形的事実があるというべきである。

しかしながら、上記(1)ア、カ及びキ認定のとおり、平成24年当時協議会に所属していた24名の議員は全員が連合会に所属し、協議会は本件建物を事務所として連合会と共同して使用しており、協議会が連合会との間で連合会の使用する事務所の負担金（月額15万円）を支払う旨の事務委託に関する契約を締結していたと認められるところ、一般に議員としての活動は多岐にわたり、調査研究活動のほか、政治団体活動、選挙活動、後援会活動その他の活動が渾然一体となっており、上記活動を行う議員の所属する会派の活動と当該議員の所属する政治団体の行う政治活動を明確に区分することは困難であることに照らすと、会派がその使用する調査研究に必要な事務所を確保するため、当該会派と所属議員を共通にする政治団体に事務所についての賃貸借契約を締結させ、その賃料の一部を当該会派が負担する形態を取る必要性も一応存在すると認められること、本件運用基準が調査研究活動事務所と政治団体事務所を兼ねる場合に、事務所借上料を政務調査費から支出することのできる上限を実費の2分の1と規定していることからすると、協議会が、連合会が賃借した本件建物の事務所費の約3分の1相当額を事務所費として政務調査費から支出したことについては、当該支出が本件使途基準に適合しないとはいえないことの反証がされているといえる。

なお、原告は、連合会と自由民主会館との間の本件建物の賃貸借契約に転貸等禁止条項があるから、本件建物では連合会の事務のみを行っていた旨主

張するが、証拠（甲7の13枚目、乙31、証人渡辺）によれば、上記(1)カ認定のとおり、協議会が本件建物を事務所として使用していた事実が認められるのであり、これに反する原告の主張は採用できない。

(4) 原告は、調査研究に関する事務委託協定書（乙4）につき、連合会の役員でない渡辺の名前が同書面記載の協定の締結者の一方とされる連合会の名前の下の3番目に記載されていることは不自然であり、同書面は訴訟のために作成されたものではないかとの疑念が残る旨主張する。しかしながら、証拠（乙31、証人渡辺）によれば、同人は連合会の事務局長であると認められ、同人の名前が連合会の名前の下の3番目に記載されていることは不自然ではなく、このことが同書面の証拠価値を低下させるべき事情にあたることは認められない。

(5) 政務調査費過不足条項は、その規定上、協議会の本件建物及び連合会が雇用了職員の使用実態を前提とせず、協議会の年度末の政務調査費残高の金額に応じて協議会の連合会に対する事務所費及び人件費の負担金を増減することを許容するものであり、この条項に基づいて協議会の負担金の金額を増額した場合、かかる事実、その増額分について実態を欠く支出がされたことを推認させるものとみる余地があるが、上記(1)カ及びキ認定のとおり、本件で問題となっている平成24年度の政務調査費の支出については、政務調査費過不足条項によって協議会の事務所費及び人件費の負担金が増額されたという事情はない。そうすると、本件においては、政務調査費過不足条項との関係で、協議会の連合会に対する支出が本件用途基準に適合しない支出であることを疑わせる事情があるとは認められないのであって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(6) よって、協議会による上記事務所費及び人件費の支出が本件用途基準に適合しない違法なものであるとはいえない。

10 県政石川による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑨）。

(1) 会議費の支出

証拠（甲4の9, 5の9, 6の9の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、県政石川は、飲食店である「みふく」での飲食代金として9万0920円、同じく飲食店である「大名茶屋」での飲食代金として6万4200円を支出し、「みふく」での飲食代金のうち5万円及び「大名茶屋」での飲食代金のうち5万円を「会議費（食糧費）」として平成24年度の政務調査費から支出したことが認められる。

(2) 飲食店での飲食費に対する支出であることは、一般的に政務調査と関連性が認められるものではないことから、外形的事実にあたり、例外的に、政務調査のために飲食店における飲食が必要とされる特別の事情があり、かつ、金額についても社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、本件使途基準に適合するものと認められるのが相当である。

県政石川は、会議に伴う飲食代金として「みふく」での飲食代金9万0920円のうち5万円、「大名茶家」での飲食代金6万4200円のうち5万円をそれぞれ政務調査費から支出しており、外形的事実が存在すると認められる。

これに対し、被告は、「会議費（食糧費）」として充当した金額は1人あたり5000円であり、飲食代金の政務調査費への充当を1人5000円までとする本件運用基準に沿うものであるから許される旨主張する。しかし、本件運用基準は、「食糧費」の内容として「調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある」と規定し、飲食代金の支出と政務調査との関連性があることを前提として、政務調査費の「充当限度」として「懇談会経費（1人当たり）5000円以内」と規定し政務調査費を充当することのできる金額の上限を定めているのであって、充当限度額の範囲内であることのみから本件運用基準に沿う支出であると認めることはできず、この点についての被告の主張は採用できない。

また、被告は、「みふく」での会議は北國新聞社記者との意見交換会、「大名茶家」での会議は北陸中日新聞社記者との意見交換会であり、県政全般に係る調査研究のためになされたもので、多忙な出席者の日程を調整した結果、夕食の時間帯となったため、夕食をとりながらの開催となった旨記載された陳述書（乙34）を提出するが、これを裏付ける証拠は提出されておらず、直ちには採用できない。また、上記陳述書の記載内容を前提としてもなお、飲食店での飲食費を政務調査費から支出する必要性については疑問があり、十分な反証がなされているとはいえない。

よって、県政石川による上記10万円の支出はその全額が本件用途基準に適合しないと推認することができ、違法と認められる。

11 新進石川による支出が本件用途基準に適合するか（争点⑩）。

(1) 会議費の支出

証拠（甲4の10、5の10、6の10の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、新進石川は、飲食店「料亭金城樓」における飲食代金として20万0287円、同所から移動するためのタクシー代として4970円を支出し、上記飲食代金のうち2万5200円を「会議費（借上料）」、6万円を「会議費（食糧費）」、上記タクシー代全額を「会議費（交通費）」として平成24年度の政務調査費から支出したことが認められる。

(2) 上記政務調査費の支出のうち、飲食代金については、前記10(2)判示のとおり、飲食店における飲食代金の支出であることから、外形的事実が存在すると認められる。

これに対し、被告は、「会議費（食糧費）」として充当した金額は1人あたり5000円であり、飲食代金の政務調査費への充当を1人5000円までとする本件運用基準に沿うものであるから許される旨主張する。しかし、前記10(2)判示のとおり、たとえ本件運用基準の充当限度額の範囲内であったとしても、このことのみから本件運用基準に沿う支出であると認めること

はできず、この点についての被告の主張は採用できない（なお、新進石川は「料亭金城樓」における飲食代金のうち「会議費（食糧費）」として1人当たり5000円を充当したほか、さらに上記飲食代金の一部を「食糧費（借上料）」という別の費目にも充当しており、両者を合算すると政務調査費に充当した全額が本件運用基準の充当限度額の範囲内であるということもできない。）。

さらに、被告は、上記会議は被告、石川県副知事及び同県参与などと県政全般について意見交換を行うことを目的とした懇談会であり、出席者の日程を調整した結果、夕食の時間帯となったため、夕食を取りながらの開催となった旨記載された陳述書（乙35）を提出するが、これを裏付ける証拠は提出されておらず、直ちには採用できない。また、上記陳述書の記載内容を前提としてもなお、飲食店での飲食費を政務調査費から支出する必要性については疑問があり、十分な反証がなされているとはいえない。

よって、新進石川による上記飲食代金の支出は本件用途基準に違反すると推認することができ、違法と認められる。

(3) また、「料亭金城樓」から移動するためのタクシー代についても、同所における飲食と政務調査との関連性が認められない以上、政務調査と当該タクシー代の支出との関連性も認められないことから、その支出は本件用途基準に適合しないものと認められる。

(4) したがって、新進石川による上記9万0170円の支出は、その全額が本件用途基準に適合しないものである。

12 議員及び会派が返還義務を負う金額

以上によれば、本件用途基準に適合しない支出の金額は、金原議員の人件費（自動車運転委託）12万円、米田議員の人件費84万円、県政石川の会議費10万円、新進石川の会議費9万0170円である。

そして、上記議員及び会派は違法支出額から自己資金として支出した金額の

差額につき不当利得に基づく返還義務を負うところ、米田議員は平成24年度の政務調査費として自己資金39万2319円を支出しており、金原議員、県政石川及び新進石川は自己資金を支出していない。

したがって、金原議員は12万円、米田議員は44万7681円、県政石川は10万円、新進石川は9万0170円につき、被告に対する不当利得返還義務を負う。

13 議員及び会派に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するか(争点⑩)。

前記1判示のとおり、政務調査費の支出が用途基準に適合しないときに会派又は議員が負う返還義務の発生原因は不当利得であるところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をしたときに遅滞となるが(民法412条3項)、権利者である被告が返還義務を負う金原議員、米田議員、県政石川及び新進石川に対して具体的な請求行為をした事実は認められない。また、本件条例9条1項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務調査費の返還期限を規定したものであるとは認められない。

よって、遅延損害金の請求は理由がない。

14 結論

以上のとおり、原告の請求は、被告に対し、金原議員に対して12万円、米田議員に対して44万7681円、県政石川に対して10万円、新進石川に対して9万0170円の支払をそれぞれ請求するよう求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 藤 田 昌 宏

裁判官 川 崎 慎 介

裁判官 新 谷 真 梨

(別紙)

支出額等一覧

議員氏名 又は会派名	支出費目	支出額	政務調査費支出額	自己資金額	返還金額
向出 勉	人件費	416万4000円	180万円	0円	180万円
稲村建男	人件費	360万円	180万円	1万4413円	180万円
田中博人	人件費	180万円	180万円	5万0873円	180万円
西田昭二	人件費	240万円	120万円	24万0613円	120万円
木本利夫	調査研究費	100万8000円	100万8000円	28万4272円	100万8000円
金原 博	人件費 (自動車運転委託)	24万円	12万円	0円	38万9573円
	人件費 (社会保険料)	104万6476円	52万3232円		
	人件費 (事務所清掃等委託)	24万円	12万円		
米田昭夫	人件費	84万円	84万円	39万2319円	84万円
自由民主党 石川県議会 議員協議会	事務所費	165万円	165万円	8751円	825万円
	人件費	660万円	660万円		
県政石川議員会	会議費	15万5120円	10万円	0円	10万円
新進石川	会議費	20万5257円	9万0170円	0円	9万0170円

別紙

使 途 基 準

費用	使 途 基 準
調査研究費	会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費
研修費	会派又はその所属議員が行う研修会，講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会，講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望，意見等を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書，資料等の購入に要する経費
広報費	会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

これは正本である。

平成28年3月24日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 宮村 一 恵

